

参考資料3

年度末の年金広報について

	2月実施 (主に国民年金保険料口座振替に係る広報)	3月実施 (主に年金加入記録の重要性に係る広報)
広報テーマ	以下の(1)を重点事項とし(2)から(4)までについては簡潔に案内を行う。 (1) 国民年金保険料の口座振替1年前納の案内 (2) 国民年金保険料の改定のお知らせ (3) ねんきんダイヤル、控除証明書専用ダイヤルの案内 (4) 基礎的事項の周知 ・ 基礎年金には国庫負担があること、年金は老後のためだけではなく障害年金・遺族年金があること等	(1) ねんきん定期便開始のお知らせ (2) 住所変更手続きの呼びかけ (3) 年金個人情報提供(ユーザID・パスワード)の案内 (4) ねんきんダイヤルの案内 (5) 特別障害給付金制度の周知
広報媒体及び時期	(1) 新聞 紙面：朝刊5段広告 掲載日：2月3日(土)又は4日(日) 新聞数：中央紙5紙、ブロック紙4紙、地方紙36紙 (2) ポスターの掲示 ① 口座振替1年前納の促進用ポスターの掲出(2月) ○ 社会保険事務所・市町村等掲示用(B2版7,800枚、各所2枚) ○ 金融機関掲示用(A2版33,200枚) ② 通年使用する口座振替促進用ポスターの掲出(3月～) ○ 社会保険事務所・市町村等掲示用(B2版7,800枚、各所2枚) (3) インターネット ① インターネットバナー広告 ○ Yahoo!JAPAN トップページ(2月12日～18日) ② 庁ホームページの刷新 ○ バナー広告から庁ホームページ(口座振替申出書のプリントアウトができるコーナー)へ誘導を図ることから、当該ホームページ等を刷新	○ 新聞 紙面：朝刊5段広告 掲載日：3月14日(水)から 3月16日(金)までの間に 各紙1回掲載 新聞数：中央紙5紙、ブロック紙4紙 地方紙8紙

国民年金 前納割引制度

国民年金の保険料は、
お支払い方法によって
おトクな割引料金が設定されています。

平成19年4月分から
保険料改定
月額 14,100円
年間納付額
169,200円

口座振替 早期

年間割引額
600円
年間納付金額: 168,600円

納付期限より1ヶ月前口座振替(予約制度)を利用すると毎月50円のおトク

現金払い 前納1年度分

年間割引額
3,000円
年間納付金額: 166,200円

一年度分を現金で前納すると
3,000円の割引

口座振替 前納1年度分

年間割引額
3,550円
年間納付金額: 165,650円

一年度分を口座振替で前納すると
3,550円の割引

口座振替で前納すると、3,550円の割引!

口座振替のお申し込み方法

すでに口座振替で前納されている方は、再度のお申し込みは必要ありません。

- 口座振替は、各金融機関の窓口、または社会保険事務所で受付けております。
- 口座振替のお申し込みには基礎年金番号の記入が必要です。年金手帳や納付書で、あらかじめ基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出印の押印が必要です。
- 申込用紙は、金融機関・社会保険事務所の窓口のほか、社会保険庁ホームページ(PC版)からプリントアウトして郵送でお申し込みいただくこともできます。

平成19年度保険料
口座振替前納のお申し込みは、

2月28日水まで

お早めにお申し込みください。

国民年金保険料の前納割引制度のお問い合わせは、お近くの社会保険事務所をご利用ください。

※保険料額・割引額はすべて平成19年度の額です。

安心とともに暮らしを支える、国民年金。

保険料が改定されます
平成19年4月分から月々の保険料が248円引き上げられ、月額14,100円となります。年金を支える方と納付の円滑性を高めるために保険料の段階的な引き上げを行っています。貴方のご理解をお願いいたします。

将来的に、国民負担率が1/3から1/2へ
基礎年金の1/3(現給は1/2)は国が負担、厚労省負担となることで、負担が増えても将来的には、納付した額の1/3程度以上の年金を受け取ることができると見込まれています。

老後だけでなく、「20歳」からしっかりサポート!
年金では、けがや事故によって障害があった場合の障害年金や、一生涯の働きを止めた時の遺族年金まで、20歳の働きをサポートします。

国民年金保険料の控除証明書のお問い合わせは、
「控除証明書専用ダイヤル」へ

受付時間 平日午前9:00～午後5:00まで

0570-00-9911

国民年金・厚生年金のお問い合わせは、
「ねんきんダイヤル」へ

受付時間 平日午前9:00～午後6:15まで

0570-05-1165

●年金請求などの年金相談

●年金をお支払いになっている方の年金相談

●公的年金の滞戻復原のお問い合わせなど

0570-07-1165

※一部法人営業の場合、ご対応が可能な地域限定でご利用いただけます。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、居外局番を付けた間違い電話にかかっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp>

※携帯電話からもアクセスできます。



国民年金 前納割引制度

国民年金の保険料は
お支払い方法によって
おトクな割引料金が設定されています。
口座振替で前納すると、3,550円の割引！

平成19年4月から
保険料改定
月額 14,100円
年間納付額
169,200円

現金払い 前納1年度分

年間割引額
3,000円
年間納付金額：166,200円

口座振替 前納1年度分

年間割引額
3,550円
年間納付金額：165,650円

一年度分を口座振替で前納すると
3,550円の割引

口座振替 早割

年間割引額
600円
年間納付金額：168,600円

納付期限より1ヶ月早く
口座振替(早割制度)を利用すると
毎月50円のおトク

一年度分を現金で前納すると
3,000円の割引

口座振替のお申し込み方法

- 口座振替は、各金融機関の窓口、または社会保険事務所で受付けております。
- 口座振替のお申し込みには基礎年金番号の記入が必要です。年金手帳や納付書で、あらかじめ基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関振出印の押印が必要です。
- 申込用紙は、金融機関・社会保険事務所窓口のほか、社会保険庁ホームページ(PC版)からプリントアウトして郵送でお申し込みいただくこともできます。

平成19年度保険料
口座振替前納のお申し込みは、
2月28日水まで **お早めにお申し込みください**

国民年金保険料の口座振替のお問い合わせは、
お近くの社会保険事務所をご利用ください。
*保険料額・割引額はすべて平成19年度の額です。

安心とともに暮らしを支える、国民年金。

保険料が改定されます
平成19年4月から月々の保険料が240円引上げられ、月額14,100円となります。年金を支える力と給付のバランスをとるために保険料の段階的な引上げを行っています。皆さまのご理解をお願いします。

将来的に、国庫負担が1/3から1/2へ
基礎年金の1/3(将来は1/2)は国が負担、国庫負担があることで、若者であっても平均では、納付した額の1.7倍以上の年金を受け取ることができる状態となります。

老後だけではなく、“20歳”からしっかりサポート！
年金では、付がや事故によって障害が起きた場合の障害年金や、一家の働き手を失った時の遺族年金で、万一の場合もサポートします。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp>



国民年金の保険料は、 安心・便利・確実な口座振替で。

口座振替で早割にすると
年間**600円**お得

毎月50円割引

早割 ⇨ 納付期限よりも1か月早く口座振替
初回は2か月分(前月分・当月分)の保険料を口座振替させていただきます。
割引は当月分からです。

口座振替で
6か月前納・1年前納にすると

年間1,920円割引

年間3,550円割引

もっとお得!

口座振替による前納は、口座振替日が決まっているため、それぞれに申込期限があります。

早割	6か月前納(下期)	6か月前納(上期)	1年前納
申込期間	10月	2月	2月
口座振替日	10月末	4月末	4月末

*月金が支払の場合は、要領書に口座振替日と記入します。

○現金払いで保険料を納付した場合の割引額は、6か月前納では年間1,920円、1年前納では3,550円です。

○上記の割引額は、すべて平成19年度の額です。
なお、平成19年度の国民年金保険料は、月額14,100円です。

口座振替のお申し込み方法 すでに口座振替で納付されている方は、再度のお申し込みは必要ありません。

- 口座振替は、各金融機関の窓口、または社会保険事務所で受け付けております。
- 口座振替のお申し込みには基礎年金番号の記入が必要です。年金手帳や納付書で、あらかじめ基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出印の押印が必要です。
- 申込用紙は、金融機関・社会保険事務所の窓口のほか、社会保険庁ホームページ(PC版)からプリントアウトして郵送でお申し込みいただくこともできます。

お問い合わせは、お近くの社会保険事務所をご利用ください。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp>



大切な「未来」への情報、お届けします。

より身近でわかりやすい年金をめざして、
年金加入記録や年金見込額などの情報を皆さまにお届けします。

ねんきん定期便が始まります！

平成20年度から、全ての被保険者の皆さまに、保険料納付実績や年金見込額をお知らせする「ねんきん定期便」をお送りします。現在は、58歳の方が対象。3月からは35歳の方、また今年12月からは45歳、55歳以上の方が対象に加わり、平成20年4月からは全員の方に誕生月に送付します。

住所変更の手続きが重要です！

「ねんきん定期便」は、被保険者の皆さまの住所に送付します。住所を変更された場合、国民年金被保険者の方は市町村役場、厚生年金保険被保険者の方とその配偶者（国民年金第3号被保険者）の方は、厚生年金保険被保険者の方がお勤めの会社に変更手続の窓口です。

年金に関するお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ

— 年金請求などのご相談は —

0570-05-1165

— 年金をお受けになっている方のご相談は —

0570-07-1165



※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

- ※通話料は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。
- ※電話機の設定、Dから電送などのIP電話及びPPHSなど、電送機によってはご利用になれません。
- ※電線がつかない場合は、最寄りの社会保険事務所をご利用ください。

インターネットで、さらに多くの情報が確認できます！

社会保険庁ホームページから、ユーザID・パスワードを取得することにより、ご自宅などから24時間いつでも、毎月更新されるご自身の年金加入記録や年金見込額をご確認いただくことができます。お申し込みの際は、基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳など基礎年金番号が確認できるものをご用意ください。

【ご確認ください】

- 年金加入記録（加入している制度、加入期間、事業所名称など）
 - 国民年金の保険料納付状況
 - 厚生年金・船員保険の標準報酬月額 など
- ※提供する年金加入記録は毎月1回更新いたします。年金見込額の表示は、ねんきん定期便と同じ額と異なり得ます。

【ご注意ください】

このサービスは、国民年金及び厚生年金保険の被保険者の方がご利用いただけます。
※年金未受給されている方は含みません。

ご存知
ですか？

年金を受けていない障害者の方を対象とした「特別障害給付金」制度があります。

対象となる方は、

- ①昭和67年3月以前に国民年金に任意加入していなかった被扶養配偶者であった方、
- ②平成3年3月以前に国民年金に任意加入していなかった学生であった方が、その当時の病気やけがなどが原因で、現在、一定以上の障害の状態にある場合です。

特別障害給付金の請求手続きなどの詳細は、お住まいの市町村役場またはお近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

社会保険庁
ホームページ

<http://www.sia.go.jp>

厚生労働省
社会保険庁

